

## 第2回役員・評議員選挙の公示

役員等選任規定の定めるところにより、下記の通り役員・評議員の選挙を施行します。

1. 選出評議員数：役員等選任規程第12条により、評議員の総定数は60名以上80名以内とします。
2. 選出役員数：役員等選任規程第13条により、理事の総定数は理事長を含めて8名以上15名以内とし選挙理事は8名以上15名以内、指名理事は3名以内とし、監事定数は2名とします。
3. 選挙権：役員等選任規程第17条により、平成23年8月31日現在で正会員である者とします。ただし、新入会者については、入会審査等の会員登録手続に1ヶ月を要するため、平成23年7月31日までに入会申込手続をした者を対象と致します。
4. 被選挙権：役員等選任規程第18条により、平成23年8月31日現在で正会員である者とします。ただし、理事、監事、評議員の候補者は役員等候補者選考委員会にて選考し、その候補者に対する適任・不適任の投票を行いません。
5. 投票用紙の送付：投票用紙、候補者名簿は、2011年9月下旬までに有権者宛に発送を終わります。
6. 投票期限：2011年10月13日(木) (消印有効)
7. 投票方法：所定の用紙を用い、郵便で投票して下さい。
8. 開票期日：2011年10月20日(木)
9. 開票場所：本学会事務局 (一般社団法人 学会支援機構内)
10. 選挙結果：機関誌および学会HPに掲載します。

医療の質・安全学会 選挙管理委員会  
〒112-0012  
東京都文京区大塚5-3-13 小石川アーバン 4F  
一般社団法人 学会支援機構内